

別紙様式 2

介護職員等特定処遇改善計画書(令和 元 年度届出用)

特定

事業所等情報

介護保険事業所番号 1 6

事業者・開設者	フリガナ 名 称	カブシキカイシャトヤマケンチョウカイゴサービス		
	名 称	株式会社富山県庁介護サービス		
主たる事務所の所在地	〒	933-0000		
		富山県高岡市〇〇町1-2-3		
	電話番号	0766-00-0000	FAX 番号	0766-00-0000
事業所等の名称	フリガナ 名 称	別紙一覧表による		
	提供するサービス			
事業所の所在地	〒	都・道 府・県		
	電話番号		FAX 番号	
複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。				
特定加算(I) (2) 事業所 特定加算(II) (2) 事業所				

①、②、③
複数の事業所をまとめて一括して作成する場合は、「別紙一覧」を選択。

④
加算を算定するサービス提供月を記入。年度途中から算定する場合も終わりは3月。

⑤
・指定権者が富山県のみ⇒様式2（添付書類1）のG欄と一致
・指定権者が複数（県内保険者のみ）⇒様式2（添付書類2）のI欄と一致
・指定権者が他県含む⇒様式2（添付書類3）のK欄と一致

⑥ i) (⑦ iii+⑧ vi+⑨ ix) と一致させること
⑥ ii) (⑦ iv+⑧ vii+⑨ x) と一致させること

⑥ i
特定加算を活用し行った賃金改善を含む介護職員が受け取る基本給、手当、賞与等（退職手当除く）の総額（集計期間は賃金改善実施期間）。

⑦【そのうち、～】
一括して申請する事業所の数に応じて設定する。
（「法人で1人」ではない。）

⑦ v、⑧ vii、⑨ xi
賃金改善を行わない職員を含む。（加算対象サービス事業所に属する）全ての職員をいずれかに分類すること。

⑨【そのうち、～】
年収額を記載。
440万円を超えないこと。

⑪
・賃金改善は、基本給、手当、賞与のうちから対象とする賃金項目を特定したうえで行うものとする。この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。
・月額8万円の賃上げ又は年収440万までの賃金増を行う職員を設定することができない場合はその理由を必ず記載する。

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算 (I II)	・別紙一覧
②	現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算 (I II III)	・別紙一覧
③	サービス提供体制強化加算等の取得状況 (取得している場合には種別に○)	・サービス提供体制強化加算(I)イ ・入居継続支援加算 ・日常生活継続支援加算	・特定事業所加算 I ・特定事業所加算 II ・取得なし ・別紙一覧
④	介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和 元 年 10 月 ~ 令和 2 年 3 月	
⑤	令和 元 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額		4,228,000 円
⑥	賃金改善の見込額 (i - ii)	⑥>⑤となること。	4,248,600 円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)		153,373,000 円
	ii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額		149,124,400 円
⑦	経験・技能のある介護職員 (①) における平均賃金改善額 ((iii - iv) / v)	⑦ ⑧の2倍以上。	133,333 円
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)		76,000,000 円
	iv) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額		74,000,000 円
	v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数		15 人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年収440万円以上となる者 (見込数)		15 人
⑧	他の介護職員 (②) における平均賃金改善額 ((vi - vii) / viii)		66,666 円
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	⑦ v、⑧ vii 常勤換算方法による。	63,000,000 円
	vii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額		61,800,000 円
	viii) 当該事業所における他の介護職員の人数		18 人
⑨	その他の職種 (③) 平均賃金改善額 ((ix - x) / xi)	⑨ ⑧の2分の1以下。 (⑨の平均賃金額が②の平均賃金額より低い場合はこの限りでない。)	30,841 円
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)		14,373,000 円
	x) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額		13,324,400 円
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数		34 人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金 (見込額)		4,300,000 円
⑩	賃金改善実施期間	令和 元 年 10 月 ~ 令和 2 年 3 月	
	※原則10月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。		
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	○賃金項目、方法、賃金改善実施時期、対象職員、平均賃金改善見込額等 ・「経験・技能のある介護職員」については、常勤〇人の基本給を月額〇〇〇〇円増額する。 ・「他の介護職員」については常勤〇人、非常勤〇人の〇〇手当を、月額〇〇〇〇円から〇〇円に引き上げる。 ・「その他の職種」については常勤〇人、非常勤〇人につき、令和△年△月に〇〇〇〇円を一時金として支給する。 ○「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方 ・「経験・技能のある介護職員」の基準設定は、介護福祉士であって当法人に勤続年数10年以上に該当するかどうかで判断する。	

- ※ ⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ⑥が⑤を上回らなければならないこと。
- ※ ⑥ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
- ・添付書類 1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表（指定権者と）
 - ・添付書類 2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
 - ・添付書類 3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(2) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず 全て に○をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、 それぞれ1つ以上の取組を行う こと。	
資質の向上	- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） - 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 - 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 - キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る） - その他（ ）
労働環境・処遇の改善	- 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入 - 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 - ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 - 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 - 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 - ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 - 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 - 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 - その他（ ）
その他	- 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 - 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） - 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 - 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 - 非正規職員から正規職員への転換 - 職員の増員による業務負担の軽減 - その他（ ）

(2)
「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の各区分で1つ以上の取組が必要。
現行加算の取組と同じものでも異なるものでも可。

(3) 見える化要件について

(※) 太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、○をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に○をつけること。	
ホームページへの掲載	「介護サービス情報公表システム」への掲載 / 予定 - 独自のホームページへの掲載 / 予定
その他の方法による掲示等	- 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 予定 - その他（ ）

※ 虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和 元 年 8 月 〇 日 (法 人 名) 株式会社富山介護サービス
(代表者名) 代表取締役 富山 太郎

代表
者印

法人の印鑑（個人印は不可）